

石川県森林公園フィールドアスレチック遊具等整備事業

(設計・施工) 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

石川県森林公園は、昭和48年の開園以来、県民が家族連れで気軽にレジャーを楽しめる公園として、スポーツやレクリエーションの場として親しまれ、多くの方々に利用されてきました。そのうち、フィールドアスレチック遊具については、昭和53年の供用以来40年以上が経過し、修繕を繰り返しながら使用してきましたが著しく劣化が進行している状態です。今回、炊飯広場のバーベキュー場を新たに車が横付けできるバーベキュー場として整備するにあわせて、バーベキュー場周辺にアスレチック遊具を新設し、この広場全体が子供から高齢者までさまざまな世代が、楽しみながらレジャーを楽しめる空間としてリニューアルするため、豊富な経験と高い専門知識を持ち、総合的な企画力及び技術を有する契約候補者を、公募型プロポーザル方式（設計・施工同時発注方式）（以下「プロポーザル」という。）により、選定するものである。

2 事業の概要

(1) 工事名称

石川県森林公園フィールドアスレチック遊具等整備（設計・施工）工事

(2) 工事場所

石川県河北郡津幡町能瀬地内ほか（森林公園内炊飯広場周辺）

(3) 工期

契約締結の日から令和5年3月24日まで

(4) 工事内容

フィールドアスレチック遊具設置ほか公園整備に係る設計及び工事一式

(5) 契約上限額

99,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 発注方式

設計・施工一括発注方式

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている建設会社であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 石川県内に建設業法第3条第1項の許可に係る主たる営業所を有し、令和3・4年度石川県競争入札参加資格者名簿（地方自治法施行令第167条の5に定

- める土木一式工事総合点数850点以上もしくは造園工事総合点数760点以上)に登録があること。
- ウ 過去15年間(平成19年度から令和3年度まで)に元請け(ただし、共同企業体で実施した場合は代表者に限る。)として、国又は石川県もしくは石川県内の市町が発注者である公園整備工事の施工実績を有する者であること。契約書や図面の写しを証拠として提出すること。
- エ 建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者をこの工事に専任で配置できる者であること。
- オ 一級造園施工管理技士又は一級土木施工管理技士の資格を有する者をこの工事に配置できる者であること。
- カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- キ 公告日から契約締結の日までの期間において、石川県において指名停止を受けていないこと。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続中である者でないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- コ この事業に係るプロポーザルに参加しようとする者は、他の共同体の構成員でないこと。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、本実施要領、要求水準書、参加申請書及び企画提案書等の作成及び提出に関する事項とし、評価及び審査に関する質問は受け付けないものとする。

- (1) 提出期限 令和4年7月15日午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法

質問票(様式第1号)により、電子メールにて「担当部署」まで提出し、電話にて到達の確認をすること。メールの表題は、「石川県森林公園フィールドアスレチック遊具等(設計・施工)整備工事への質問」とすること。

- (3) 回答期限 令和4年7月20日まで

(4) 回答方法

石川県ホームページにおいて随時公表する。なお、質問に対する回答は本実施要領等を補足・修正するものとして取り扱う。

公示	令和4年7月11日
質問票の提出期限 ※様式1参照	令和4年7月15日 午後5時
質問の回答	令和4年7月20日
参加申込書 ※様式2参照	令和4年7月22日 午後5時
提案書の提出期限	令和4年8月12日 午後5時
提案内容のプレゼン・審査委員会	令和4年8月下旬 (予定)
選定結果の通知・公表	令和4年8月31日 (予定)
契約の締結	令和4年9月7日 (予定)

5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書 (様式第2号)

イ 類似業務受注実績調書 (様式第3号)

ウ 配置予定技術者調書 (主任技術者、監理技術者等) (様式第5号)

(2) 提出期限 令和4年7月22日午後5時まで (必着)

(3) 提出方法

「担当部署」に持参又は郵送すること。郵送の場合、期限日時までに必着

(4) 提出部数 1部

(5) その他

参加資格については、資格審査結果通知書により、通知するものとする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書【様式任意：A3版】

- ・コース全体のテーマやコンセプトを明確にするとともに、個別のアスレチック遊具の内容、遊び方等を掲載すること。
- ・木材の良さを活かす工夫、独創性等について掲載すること。

イ 配置図 (遊具等の配置平面図)【様式任意：A3版1枚】

ウ イメージ図 (コース全体、アスレチック遊具等) 場合によっては写真使用も可
【様式任意：A3版 必要枚数】

目次(A4判)、ページ番号を付すこと。(表紙及び目次は 提案枚数に含まない。)

会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

エ 提案見積書【様式任意：A4版】

オ 業務実施工程表 (設計、制作、設置等の工程)【任意様式：A3版1枚】

カ 業務実施体制【任意様式：A4版】

(2) 提出期限 令和4年8月12日午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

「担当部署」に持参又は郵送すること。郵送の場合、期限日時までに必着

(4) 提出部数 正本(会社名記載あり)1部 副本(会社名記載なし)10部

電子データ(PDF形式)1枚(CD-R)

※ インデックスを付け、正本・副本それぞれ1部ごとにクリップ止めし、製本しないこと。副本については、審査に用いるため、全ての書類において会社名等の特定できるものを記載しないこと。

(5) 留意点

ア 企画提案書は、1事業者につき1提案とする。

イ 提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届【様式4】を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、その旨をメールで連絡すること。

7 企画提案書等の審査

本実施要領及び要求水準書等に基づき提出された企画提案書等について、石川県森林公園フィールドアスレチック遊具等（設計・施工）整備審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案事業者の出席による審査を行う。

ア 実施日時 令和4年8月下旬予定

イ 実施場所 石川県庁

ウ 実施方法 出席者は、1事業者3人以内とし、プレゼンテーション等の時間は、1者につき30分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)とする。内容は、企画提案書等に基づくものとし、追加の資料配布(追加提案)は、禁止とする。

エ 機材等 プロジェクター、スクリーン及びパソコンは石川県にて用意する。(参加申請者で用意することも可能とする。)

オ その他 実施日時及び実施場所は後日通知する。新型コロナウイルス感染症の流行状況により、プレゼンテーション等はweb会議ツールを用いた実施又は中止とする場合がある。中止の際は、企画提案書等の書類審査のみとする。

8 主な審査基準

(1) 企業と技術者の実績能力

同種工事の実績及び配置技術者等、工事の施工能力が認められるか。

(2) コンセプトとデザイン

バーベキュー施設と一体となった森林公園フィールドアスレチックを理解し、

独創的な提案となっているか。多世代が利用でき、集客性、リピーター増加の可能性が感じられるか。ランドスケープに配慮した、空間、配置構成等となっているか。県民等利用者の声を反映する方法が計画されているか。

遊具等施設及び休憩場所の構成・配置は適切か。

年齢に応じた遊具・テーマが設定されているか。

利用者が快適・清潔にストレスなく利用でき、ユニバーサルデザインを取り入れているか。各施設が利用しやすい配置、組合せとなっているか。日陰で休める場所が十分に確保されているか。

(3) 安全・安心への配慮、維持管理

案内看板、安全施設が適正に配置され、視認性が考慮された計画となっているか。障害物の除去や衝突をなくするための措置が講じられているか。施設の長寿命化及びメンテナンスに関して配慮・検討されているか。

(4) 施工計画

工程表の作成

設計と施工の調整・連携が図られ、工期短縮の工夫がされているか。現地条件を踏まえ、内容が具体的かつ実現可能な計画か。

(5) 事業費

見積額 提案上限額以下となっているか。見積額が適正であるか。

(6) 対応

提出書類・プレゼンテーション

事業に対して積極的に取り組む意欲が感じられ、説明に説得力があるか。企画提案書等の提出書類は、丁寧でわかりやすいか。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 通知日 令和4年8月31日（予定）

(2) 通知方法 参加申請者に書面により通知。

(3) 公表 石川県ホームページにて掲載。

※ 審査結果に対する質問、異議等については、一切受け付けない。

10 契約の締結

契約候補者と契約内容及び見積金額に係る協議を行い(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容変更等を含む。)、協議が整い次第、速やかに見積りを徴収し、設計・施工を随意契約の方法で速やかに契約を締結する。契約候補者と契約が成立しない場合は、次点契約候補者と契約の協議を行う。

1 1 契約及び支払条件

石川県財務規則の73条に基づく。

1 2 失格事項

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) プレゼンテーション等に出席しなかった場合
- (6) 見積書の金額が契約上限金額を超過した場合

1 3 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、本事業以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要範囲において複製することがある。
- (6) 業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 期間中に、県から業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (8) 採択された提案書の著作権は、石川県に帰属する。
- (9) 審査委員会の審査内容については開示しない。
- (10) 情報公開の請求に応じて、提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (11) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- (12) 現地視察が必要な場合は、公園管理者である石川県森林公園事務所（☎076-208-3035）に連絡し、公園利用者の妨げにならない範囲で行うこと。
- (13) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (14) 参加申請書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、石川県と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

1 4 書類提出及び連絡先

石川県庁 観光戦略推進部観光企画課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1126（直通） ファックス：076-225-1129

メールアドレス：e200100@pref.ishikawa.lg.jp